

道路維持管理サービスシステム構築業務 公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領は「道路維持管理サービスシステム構築業務」（以下、「本業務」という。）について、道路維持管理に関するシステム構築における高度な知識と豊富な経験を有し、価格の安さだけでなく優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

道路維持管理サービスシステム構築業務

(2) 業務目的

本事業で占用情報や道路情報をシステム管理し、効率的な窓口対応を実現することで、市民・事業者の負担を軽減することを目的とする。

あわせて苦情・要望情報の管理をシステムにより一元化し、道路に係る苦情・要望を蓄積する。これらの取組みを一体的に行い道路行政に関する情報のプラットフォームとして位置付け、道路行政のDXと安心して利用できるインフラの維持・管理を実現する。

(3) 業務内容

別紙「道路維持管理サービスシステム構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、仕様書は委託者が業務の成果として求める最低限の内容を示しており、本プロポーザルにおける特定者の技術提案内容に応じて変更があるものとする。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

令和5年度 11,817,000円

令和6年度以降（令和6年4月1日から令和11年3月末日）

保守運用費 上限額 4,000,000円

(6) 事務局

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号

益田市 建設部 土木課 維持管理室 管理係

TEL 0856-31-0629（直通） FAX 0856-22-2299

E-mail : doboku@city.masuda.lg.jp

3 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 国内に法人格を有する団体であって、令和5年4月1日時点で島根県内に営業所を有する者。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 令和4・5年度益田市の入札参加資格者の名簿の登録があること。また、公募の参加申請と同時に登録手続きを行うことも可とする。
- (4) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)の「情報工学部門」の登録を受けている者。
- (5) 過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)において、益田市発注の業務を受注した実績を有する者。なお、昨年度から継続して業務を履行しているものは実績として含む。
- (6) 過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)において、地方自治体発注のGIS構築または投稿型ASP構築業務の受注した実績を有する者。なお、昨年度から継続して業務を履行しているものは実績として含む。
- (7) 法人及びその役員又は設置事業の構成者等が暴力団又は暴力団関係者(又はこれらであったもの)でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 過去6ヶ月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。
- (10) 破産法(平成15年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 公表の日から参加申込書の提出期限までの間、本市及び他の自治体から指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (12) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。
 - ①管理技術者
 - ・技術士(情報工学部門)又はRC CM(建設情報部門)の資格を有する者。
 - ②照査技術者
 - ・技術士(情報工学部門)又はRC CM(建設情報部門)の資格を有する者。
 - ③主たる担当技術者
 - ・資格を問わないが、計画図書などに基づき適正に業務を実施する者とし、照査技術者を兼ねることができない。

4 実施スケジュール

	実施内容	日程
一 次 審 査	公募開始（実施要領等の配付）	令和5年6月 9日(金)
	参加表明書の受付期間	令和5年6月 9日(金)～令和5年6月20日 (火) 17時
	参加表明書等に関する質問書受付期間	令和5年6月 9日(金)～令和5年6月14日 (水) 12時
	参加表明書等に関する質問書の回答期限	令和5年6月16日(金)
	参加資格の確認通知(第1次審査結果発表)	令和5年6月22日(木)
二 次 審 査	企画提案書の提出期間	令和5年6月22日(木)～令和5年7月6日 (木) 17時
	企画提案書等に関する質問書受付期間	令和5年6月22日(木)～令和5年6月23日 (金) 12時
	企画提案等に関する質問書の回答期限	令和5年6月28日(水)
	第2次審査(プレゼンテーション)	令和5年7月10日(月)
	選定結果の通知	令和5年7月 日()
	契約締結	令和5年7月中旬予定

※スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。その場合は、本市ホームページにおいて告知する。

5 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は益田市ホームページからダウンロードすること。(https://www.city.masuda.lg.jp/)

6 参加表明書（第1次審査必要書類）の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月20日(火) 17時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 6部(正本1部・副本5部(副本はコピー可))
 - (ア) 参加表明書(様式第1号)
 - (イ) 会社概要書(様式第2号)
 - (ウ) 業務実績書(様式第3-1号、3-2号)
 - (エ) 業務実施体制調書(様式第4号)
 - (オ) 配置予定技術者経歴書(様式第5～7号)
(管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者)
※資格証明書の写しを添付
 - (カ) 誓約書(様式第8号)

- (キ) 法人登記簿謄本
- (ク) 財務諸表
- (ケ) 国税及び地方税に滞納がないことの証明書
- (コ) 島根県内営業所での技術者常駐在籍証明書
- (サ) 業務機能確認表及び機能要件確認表（様式第10-11、10-12号）
 - ① 6部提出（正本1部・副本5部（副本はコピー可））
 - ② オリジナルエクセルデータの提出（CD-R等の電子媒体あるいはメール送付）

7 企画提案書（第2次審査必要書類）の提出

- (1) 提出期限 令和5年7月6日（木）17時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類
 - (ア) 企画提案書（様式第9号）
 - ① 6部提出（正本1部・副本5部（副本はコピー可））
 - (イ) 企画提案書（様式第10-1号から10-10号）
 - ① 6部提出（正本1部・副本5部（副本はコピー可））
様式第10-1号から10-10号を用いて両面印刷で10枚(20ページ)以内。記載欄は適宜拡大可。
 - ② カラー可、図、絵、写真等の使用は可。
 - (ウ) 業務工程表
 - ① 6部提出（正本1部・副本5部（副本はコピー可））
 - ② 様式は自由。ただしA3サイズ、横長片面で1枚以内。
 - (エ) 見積書（様式自由）
 - ① 6部提出（正本1部・副本5部（副本はコピー可））
 - ② 見積書内訳書について、項目、数量、単価、諸経費がわかるように記載すること。
 - ③ 見積書は、事業者名、代表者名を記入して捺印の上、あて先は益田市長とする。
 - (オ) 参考見積書
 - ① 令和6年度以降の保守運用費について、(エ)を参考に参考見積書を作成すること。
(正本1部・副本5部（副本はコピー可））
- (ア)～(オ)オリジナルエクセルデータの提出（CD-R等の電子媒体あるいはメール送付）

8 質問受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡潔にまとめ、

質問書（様式第12号）により提出すること。

- (1) 提出期限
 - 【参加表明書等に関する質問】令和5年6月14日（水）12時（必着）
 - 【企画提案書に関する質問】令和5年6月23日（金）12時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出様式 質問書（様式第12号）
- (4) 提出方法 電子メールにより行うこと。なお、電子メールの表題は「道路維持管理サービスシステム構築業務質問書（事業者名）」とすること。
また、質問書をメールした場合には、事務局に電話で確認すること。
- (5) 回答期限
 - 【参加表明書等に関する質問】令和5年6月16日（金）
 - 【企画提案書に関する質問】令和5年6月28日（水）
- (6) 回答方法
 - 【参加表明書に関する回答】益田市ホームページで公開
 - 【企画提案書に関する回答】益田市ホームページで公開

9 審査及び評価

- (1) 選定委員会の設置
 - 市職員5名で構成する道路維持管理サービスシステム構築業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加資格、提案内容等について総合的に審査を行う。
- (2) 第1次審査
 - (ア) 提出書類に基づき審査を行う。選定委員が「評価基準（第1次審査）」に基づき審査をする。応募者が5者以上になった場合、上位5者を選定する。
 - (イ) 第1次審査結果は、令和5年6月22日（木）に第1次審査通過者に提出依頼通知書（様式第11号）をもって通知する。
 - (ウ) 審査の経緯や審査内容に関しての質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。
- (3) 第2次審査
 - 企画提案書提出後、応募者から企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。
 - (ア) 開催期日 令和5年7月10日（月）
開催場所 益田市役所本館3階 大会議室
 - (イ) 時間構成 発表時間30分程度
（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度）
 - (ウ) 留意事項
 - ・プレゼン等は3名以内（パソコン操作員を含む）とし、プロジェクタ、スクリーン、電源及びLGWAN環境パソコンは本市で準備するが、設定は応募者で実施すること。また、その他の機器が必要な場合は、応募者側で準備すること。

- ・提出された企画提案書並びにプレゼン等の説明の内容を選定委員が「評価基準（第2次審査）」に基づき審査する。
 - ・評価点（合計点）の最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点順位者として選定する。
 - ・順位が同位の場合は、評価点を同点とし、次点の評価を欠点とする。
 - ・評価は非公開により実施する。
 - ・プレゼン資料については、参加者が識別できる情報を一切含まないこと。
- (エ) 第2次審査結果は令和5年7月 日（ ）に、書面により応募者全員に通知することとし、選考結果については益田市ホームページで公開する。なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議申し立ては、受け付けないものとする。

10 その他事項

- (1) 6による参加表明の後に、都合により本公募を辞退する場合は、辞退届（様式第13号）を提出すること。
- (2) 市は、本公募における郵便及び電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わない。
- (3) 提案に関して必要となる一切の費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書その他の書類は返却しない。ただし、これらの著作権は応募者に帰属する。
- (5) 企画提案書その他の提出書類について虚偽の記載をした者は、提案の内容によらず、失格となることがある。
- (6) 参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。